

家畜衛生情報



平成 28 年 12 月 27 日
 (通算第 285 号)
 問い合わせ先
 長野県庁園芸畜産課
 電話 026-235-7232

年末・年始及び春節を迎えます！ 口蹄疫ウイルスの侵入防止対策の徹底をお願いします！

平成 28 年における近隣国の口蹄疫発生は、1 月に韓国、7 月にモンゴル、中国やロシアでは、最近も発生が確認されています。

年末・年始及び春節(平成 29 年 1 月 28 日)を迎えるに当たり、今後、特にアジア地域における人・物の移動が盛んになることが見込まれることから、我が国への口蹄疫ウイルスが侵入するリスクは依然として極めて高い状況にあると考えられます。

引き続き、**飼養衛生管理基準の遵守**や**異常家畜の早期発見・通報**をお願いします。

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししにおいて
 下記の口蹄疫の症状を発見した場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に
 届け出てください！

- 39 度以上の発熱
- 泡沫性流涎（よだれ）
- 跛行（ひきずるように歩く）
- 起立不能
- 泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止
- 口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱（水ぶくれ）、
びらん（ただれ）、潰瘍又は瘢痕（傷あと）がある

海外渡航については、以下の点に留意をお願いします！

★口蹄疫等の発生している地域への渡航は、可能な限り自粛しましょう。
 やむを得ず渡航する場合は、

- ①家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設へ立ち入らないようにしましょう。
- ②動物との不用意な接触を避けましょう。
- ③肉製品等の畜産物を日本に持ち帰らないようにしましょう。
- ④帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けましょう。

帰国後（発生国からの入国者を含む）は、

- ⑤1 週間は、畜産関連施設の衛生管理区域に立ち入らないようにしましょう。
- ⑥海外で使用した衣服・靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。

★衛生管理区域に必要な人以外を立ち入らせず、また、不要なものを持ち込ませないようにしましょう。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223
上田支所	0268-23-1630	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923

県庁園芸畜産課 026-235-7232 **【 異状の通報はこちらへ 】**